

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 11

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	② 民間活力の積極的活用	
取組業務	市民プラザの民間活力の導入		所管課	協働推進課（行政課・企画財政課）
取組内容	<p>・現在市民活動団体（市内NPO法人）により管理を委託している市民プラザについて、さらなる民間活力を導入し、より質の高い運営管理をめざす。 <年度ごとの取組内容> 24年度～27年度 市民プラザの民間活力導入についてどのような形がふさわしいのかを検討する。続いて、現在委託しているNPO法人について、市民プラザの管理運営を行う能力を有するか検討する。また、公募をすることも想定し、公募に関する基準作りを進めながら27年度までに結論を出す。</p>			
効果見込	民間活力を導入することにより、民間の活力やノウハウを生かして、良質で効率的な行政運営を推進するとともに、市民との協働という視点で市民プラザの運営を進めることができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	検討	・平成22年度に引き続き、市民活動支援センターの運営業務と市民プラザの施設管理業務を併せて、市内のNPO団体に委託した。	・委託しているNPO団体は、平成22年度の市民プラザ開館後大きなトラブルはなく委託業務を行ってきた。このことから、市側委託先側の双方に市民プラザの業務を委託することについてのノウハウが身についた。	—
H24	検討	・これまでと同様に、市内NPO法人に市民活動支援センターの運営及び市民プラザの施設管理を委託した。	・平成26年度からは、市民活動支援センターの運営と市民プラザの管理の委託先をプロポーザルにより選定することを決定した。	—
H25	検討	・市民プラザの受付等と市民活動支援センター運営という2つの事業について、検討した結果、指定管理者制度を導入するのではなく、今後3年間で直営で業務委託という形で公募によるプロポーザルを実施し、平成26年度からの委託先を決定した。	・公募によるプロポーザルを行い、公平に適正な業務委託先を選定することができた。	—
H26	検討	・委託先と課題を共有するため定例の打ち合わせを実施した。 ・市民プラザの利用団体の意向を反映するため、登録団体全体会、テーマ別円卓会議を月1回開催した。 ・市民活動についての情報PRを実施した。	・委託先や登録団体と会議を重ねたことにより、市民活動の推進が図れた。 ・市民と市民活動団体の活動をつなぐ「まちづくりネットワーク」の根幹となる部分を市民とともに研究することができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)	
H27計画	<p>・引き続き委託先と課題等を共有し課題解決の方策を検討していく。 ・「まちづくりネットワーク」を制度化し、市民の活動参加の機会を広げ、協働のまちづくりの推進を図る。</p>			
H27	実施	<p>・市民活動団体がそれぞれの活動を市民に対してアピールする機会である市民プラザまつりの参加者を増やすため、新たな企画を導入した。 ・平成27年6月からまちづくりネットワーク事業の運営を開始した（団体登録19団体、個人登録17人、実績13件）。 ・委託先と課題を共有するため定例の打ち合わせを実施した。 ・市民プラザの利用団体の意向を反映するため、登録団体全体会、テーマ別円卓会議を月1回開催した。 ・市民活動についての情報PRを実施した。</p>	<p>・平成27年度の市民プラザまつりは700人の参加があり、企画も好評であった。市民活動支援センター主催のイベントについては魅力あるイベントとなるよう常に研究し、改善に取り組むことができた。 ・まちづくりネットワーク事業により、団体と個人をつなげる機会等を提供できた</p>	—
資料25～28ページ				

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	◎	評価理由	<p>・民間活力を導入し質の高い管理運営を目指すため、公募によるプロポーザル方式により業務委託先を選定した。委託先とは連携を取りながら、民間の活力やノウハウを生かして、各種イベントの企画や参加者の増加に向け、様々な取り組みを行った。また、市民活動・協働に関する意識の啓発・周知等を行い市民プラザの運営を円滑に進めることができた。</p>	今後の方針	<p>・市民活動支援センターの機能充実や市民活動・市民協働について、引き続き啓発・周知を図っていく必要がある。</p> <p>・市民活動の場としての認知度を高めながら効率的な運用に努める必要がある。</p> <p>・市民プラザの受付等業務についても民間のノウハウを生かした適正な業務を行うため、平成29年度からも市民活動支援センターの運営と市民プラザの管理の委託先を前回同様プロポーザル方式により選定することとした。</p>
----	---	------	--	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 12

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	② 民間活力の積極的活用	
取組業務	民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準等の整理		所管課	行政課
取組内容	・ 行政の行う公共的サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、又は協働という視点で進める民間委託等を行った後の評価を行うモニタリングについての市の統一的な仕組みと基準等について整理を行い、必要な条例等の制定や改正を行う。			
効果見込	モニタリングの仕組みと基準等の整理を行うことにより、適切な民間活力の導入のあり方を判断することができ、市民サービスの拡大と効率的な施設管理が促進される。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	・ 現在、指定管理者制度を導入している施設(生涯学習センター、希望の家、みどりの家など)ごとにモニタリングを行った。	・ 施設単体で見れば、モニタリングの効果は市民の利便性の向上などにつながっていると考える。	—
H24	検討	・ 指定管理者を導入している施設においては、施設ごとのモニタリングを行い、効率的な行政運営を進めた。	・ 市の統一的な仕組みとしてのモニタリングについては、基準等の整理を行うことができなかった。	—
H25	検討	・ 平成25年度にこれまでの民間委託等検討委員会を再編・整備して組織した協働のあり方検討委員会を開催したが、モニタリングの仕組みの基準等の整理についての検討に至らなかった。	・ モニタリングの仕組みの整備は協働のあり方検討委員会において検討することとしていたが、行政課において指定管理者のモニタリングについての基準づくりを進めることとした。	—
H26	検討	・ 先進自治体の取組を調査した。	・ 先進自治体の状況を把握し、策定に向けての準備を整えた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)		行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)		

H27計画	・ モニタリングの仕組みを含めた指定管理者の指定に関するマニュアルを策定する。			
H27	実施	・ 平成25年度にこれまでの民間委託等検討委員会を再編・整備して組織した協働のあり方検討委員会を開催したが、モニタリングの仕組みの基準等の整理についての検討に至らなかった。 ・ 先進自治体の取組を調査した。	・ 民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準について、整理することができなかった。	—

評価	△	評価理由	今後の方針
		・ 指定管理者制度を導入している施設を所管する課で独自にモニタリングの仕組みは持っているものの、市全体の統一的な基準を設けることができなかったため。	・ 市全体の統一的なモニタリングの基準づくりに着手する。

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 13

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	② 民間活力の積極的活用	
取組業務	総合体育文化センターへの民間活力の導入		所管課	生涯学習課
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から受付等業務を民間に委託することにより、月曜日開館やトレーニング室にトレーナーを配置してきたが、さらなる民間活力を導入し、より質の高いスポーツ施設を目指す。 ＜年度ごとの取組内容＞ 平成24年度 総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の改正 平成25年度 一般公募、選定手続き及び決定 平成26年度 実施 平成27年度 実施 			
効果見込	現行の部分委託を一步進めることで、施設管理・運営も含めて、より効果的・効率的な運営が見込まれる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月より民間事業者へ受付等業務を委託した。 月曜日開館を実施し、トレーニング室にトレーナーを配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 月曜開館により、年間利用日数の増加(51日)が図れた。 トレーナーの配置により効果的なトレーニング指導・相談ができる体制が整った。 	—
H24	検討	<ul style="list-style-type: none"> 総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を行い指定管理業務ができることとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入することにより、施設修繕などに対し迅速な対応が可能となるとともに、民間活力を利用したスポーツ教室等の開催などができるようになった。 	—
H25	検討	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の一般公募を行い、選定手続き及び業者を決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募によるプロポーザルを行ったことにより、適正な指定管理者を選定することができた。 	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から指定管理者制度を導入し、開館日数や教室数を増やすなど利用者の利便を図るとともに民間活力を導入して市民サービスの向上に努めた。総合体育文化センターの年間利用者数は381,122人で前年度比109.7%であった。 体育協会や施設利用者アンケートを取るなど、市民の意見を取り入れた。 トレーニング室にトレーナーが常駐したことにより、利用者個別の相談指導ができるようになった。トレーニング室の年間利用者数は25,277人で、前年度比113.3%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ教室の開催方法の変更や教室数の増加により、市民のスポーツ参加機会の拡大を図ることができた。 トレーニング室にトレーナーを常駐したことにより利用環境の向上を図ることができた。 	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	
H27計画	<ul style="list-style-type: none"> より人気のあるスポーツ教室を企画するなど市民のスポーツ参加機会の拡大を図る。 指定管理者による管理運営の質を高め、市民サービスの向上と管理運営経費の節減を目指す。 			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入して2年目となり、新たな教室や講演会を開催するなど、更なる利用者の利便を図るとともに、民間活力を導入して市民サービスの向上に努めた。総合体育文化センターの年間利用者数は417,326人で前年度比109.5%であった。 平成26年度からトレーニング室にトレーナーを常駐させ、利用者の個別相談指導ができるようになったことから、初心者から上級者まで安心してトレーニングに取り組むことができるようになった。このこともあり、トレーニング室の年間利用者数は28,546人で、前年度比112.9%と利用人数が増加した。 アンケートでの意見を踏まえ、設備等の修繕を速やかに実施するよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を題材とした絵の展示会及び講演会を開催し、250名の来場者があった。スポーツ振興だけでなく、復興支援に関する内容にも取り組むことができた。 指定管理者の自主事業により、赤ちゃんから大人まで幅広い世代を対象とした様々な企画による通年教室(1か月に3回実施)を18教室開催した。さらに、ジュニア体操教室などの不定期教室を9教室開催し、競技スポーツだけでなく、気軽に楽しむことができるレクリエーションスポーツなどに取り組むことで、より多くの市民にスポーツへの参加機会の提供を行うことができた。 	—

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	◎	評価理由	・利用者数の向上を図るため、指定管理業者による民間のノウハウを活用し、幅広い教室の開催や新しい事業を展開したこと、またトレーニング室のトレーナーを常駐するなど、スポーツ参加機会の拡大やトレーニングの相談指導の機会の創出などを行うことができた。	今後の方針	・現在の指定管理における協定期間が平成28年度までであるため、平成29年度から5年間の協定を更新する必要がある。より良い市民サービスを提供できるよう、さらに効果的・効率的な施設運営が可能と見込まれる業者を選定し、平成29年度からの新たな体制の確立に向け事業を進めていく。
----	---	------	---	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：未着手または大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 14

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	② 民間活力の積極的活用	
取組業務	生涯学習センター指定管理者のモニタリングの活用		所管課	生涯学習課
取組内容	・指定管理事業の実績報告や施設利用者等市民の意見をもとに、指定管理者の客観的な評価（モニタリング）を定期的に行う。これを活用して指定管理者の業務改善や選定を行っていく。			
効果見込	指定管理業務の改善により市民サービスが向上する。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	実施	・施設管理事業実績報告や施設利用者等市民意見をもとに、生涯学習センター運営協議会により指定管理者の客観的な評価（モニタリング）を行った。これを活用して指定管理者の業務改善及び選定を行った。	・採点方式によるモニタリング評価により、評価項目ごとに数値化され、客観的な評価のもと指定管理者の選定に寄与し、講座の質の向上に役立てた。	1,850 (計画値：1,850)
H24	実施	・施設の管理運営事業の実績報告や指定管理者及び行政による評価をもとに、市民等からなる生涯学習センター運営協議会を開催し意見を求めた。管理運営業務の評価に当たっては、業務全般を評価項目として細分化し、問題箇所が分かりやすくなるよう努めた。それにより得られた客観的意見を活用し、指定管理者の業務改善につなげる取組をした。（モニタリング評価）	・生涯学習センター運営協議会において多くの市民等の意見を集めることができ、今後の生涯学習センターの管理運営の質を上げるための課題とすることができた。	1,850 (計画値：1,850)
H25	実施	・施設の管理運営事業の実績報告や指定管理者及び行政による評価をもとに、市民等からなる生涯学習センター運営協議会を開催し意見を求めた。管理運営業務の評価に当たっては、業務全般を評価項目として細分化し、問題箇所が分かりやすくなるよう努めた。それにより得られた客観的意見を活用し、指定管理者の業務改善につなげる取組をした。（モニタリング評価） ・こうした取組を行った結果、初年度の平成23年度と比較して平成25年度は部屋の利用が60.6%(+5.1ポイント)、利用人数は121,491人(+6,938人)へと増加した。	・生涯学習センター運営協議会において多くの市民等の意見を集めることができ、今後の生涯学習センターの管理運営の質を上げるための課題とすることが出来た。	1,850 (計画値：1,850)
H26	実施	・施設の管理運営事業の実績報告や指定管理者及び行政による評価をもとに、市民等からなる生涯学習センター運営協議会を開催し意見を求めた。管理運営業務の評価に当たっては、業務全般を評価項目として細分化し、問題箇所が分かりやすくなるよう努めた。それにより得られた客観的意見を活用し、指定管理者の業務改善につなげる取組をした。（モニタリング評価） ・こうした取組を行った結果、初年度の平成23年度と比較して平成26年度は部屋の利用が61.4%(+5.9ポイント)、利用人数は121,143人(+6,590人)へと増加した。	・生涯学習センター運営協議会において多くの市民等の意見を集めることができ、今後の生涯学習センターの管理運営の質を上げるための課題とすることができた。	770 (計画値：1,850)
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	
H27計画	・前年度に引き続き、モニタリングの評価項目や評価方法を精査することで、指定管理者による管理運営の質を高め、市民サービスの向上と管理運営経費の節減を目指す。			
H27	実施	・施設の管理運営事業の実績報告や指定管理者及び行政による評価をもとに、市民等からなる生涯学習センター運営協議会を開催し意見を求めた。管理運営業務の評価に当たっては、業務全般を評価項目として細分化し、問題箇所が分かりやすくなるよう努めた。それにより得られた客観的意見を活用し、指定管理者の業務改善につなげる取組をした。（モニタリング評価） ・こうした取組から得られた改善の積み重ねにより、初年度の平成23年度と比較して平成27年度は部屋の利用率が61.8%(+6.3ポイント)、利用人数は123,332人(+8,779人)へと増加した。	・生涯学習センター運営協議会において多くの市民等の意見を集めることができ、今後の生涯学習センターの管理運営の質を上げるための課題とすることができた。	

効果額の内訳：指定管理料の見直し（平成23年度予算額と平成24年度予算の差の委託期間3年分）

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターを指定管理者制度のもと管理及び運営していくにあたって、施設利用者等から成る生涯学習センター運営協議会を設置し、指定管理者の客観的な評価(モニタリング)を定期的に行うことで、指定管理者による管理運営の質の向上がなされた。 ・指定管理者の選定にあたって、モニタリングによって得られた意見を参考に、業者の指定を行うなど、利用者の意見が反映された管理運営を行うことができた。 	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、生涯学習センターのモニタリング評価を適切に行っていくことで、指定管理者による管理及び運営を客観的に評価し、施設の管理運営の質の維持と向上を目指す。
----	---	------	---	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 15

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	③ 環境に配慮した行政施策の推進	
取組業務	環境基本計画の策定・推進		所管課	環境保全課
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市における環境の保全及び創造に関する施策を、市民・事業者・行政の連携のもとで総合的かつ計画的に推進するための指針となるものとして、環境基本計画を策定する。 ・計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 			
効果見込	環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための施策の方向性を示すことができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	策定	・環境基本計画策定委員会を設置し、策定業務にあたった。平成23年度から2か年での策定で、23年度は、市民・事業所アンケートを実施し環境基本計画骨子(案)を作成した。	・策定委員会を設置することで、市民・事業者・行政との協働により、策定作業を推進することができた。	—
H24	策定	・環境基本計画策定委員会において、計画案を作成し、パブリックコメント、岩倉市環境審議会への諮問及び答申を受け、計画を策定した。	・市民・事業者・市の協働により、計画を策定することができた。 ・計画を策定することで、循環型社会の形成を進め、また自然と調和した生活環境を築き上げていくために必要な取組の指針とするものができた。	—
H25	実施	・環境基本計画に、より重点的に進めていくものとして掲げているリーディング事業の試行に取り組んだ。 ・計画の初年度であり、決算状況がまとまる次年度以降に、進捗状況の把握、環境審議会への報告など計画管理に取り組む	・リーディング事業の試行にとどまらず、計画全体の進行管理に、関係各課が横断的に連絡調整する会議の設置を検討した。	—
H26	実施	・計画の進行管理を行うにあたり、主要事業の進捗状況を把握するため、各担当課の状況を取りまとめ、計画の進行管理の方法などを環境審議会に諮った。 ・リーディング事業「いわくらクールアースプロジェクト」の第1ステップである「住宅用太陽光発電システム設置費補助事業」の事業効果追跡調査を実施した。 ・太陽光発電屋根貸し事業を実施した。	・計画に位置づけられた事業の進捗状況を定期的に確認する仕組みを構築することができた。 ・アンケートにより住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付対象者の意向を確認することができた。 ・太陽光発電屋根貸し事業を行うことにより、再生可能エネルギーの利用促進を図ることができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)		行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)		

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に位置づけられた主要事業の進捗状況の報告を各担当課から報告を受け、計画の進行管理を行う。 ・リーディング事業「いわくらクールアースプロジェクト」の第1ステップである「優秀な省エネ実践市民特典制度事業」を行う。 			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進行管理を行うにあたり、主要事業の進捗状況を把握するため、各担当課の前年度実績と次年度計画を取りまとめ、岩倉市環境審議会に諮った。 ・リーディング事業「いわくらクールアースプロジェクト」の第1ステップである「優秀な省エネ実践市民特典制度事業」である「節電でリサイクル運動」を行った。 ・リーディング事業「いわくら3R推進プロジェクト」の第1ステップである「大人の社会見学」を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会より指摘を受け、それを各担当課にフィードバックし、主要事業の取り組みに生かすことができた。 ・「節電でリサイクル運動」を行うことにより、市民に節電に取り組んでもらうことができた。 ・「大人の社会見学」を行うことにより、市民にごみの行方を学習してもらい、ごみ問題に対する市民の関心を高めることができた。 	—

資料29ページ

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画を策定することができた。 ・計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進している。 	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。
----	---	------	---	-------	--

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No.

16

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	③ 環境に配慮した行政施策の推進	
取組業務	第3次五条川自然再生整備等基本計画の策定・推進		所管課	環境保全課
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年に策定された第2次五条川自然再生整備等基本計画の計画期間が、平成22年度で終了したことを受け、第3次計画を策定する。 計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 			
効果見込	五条川の自然環境を保全し、自然と共生した川づくり、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進することができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	・策定に向けての事業計画を定めた。	・策定に向けての準備ができた。	—
H24	策定	・五条川自然再生整備等基本計画策定委員会を設置し、策定業務に当たった。平成24年度から2か年での策定で、24年度は、計画策定に向け必要となる基礎的データを把握するため、現行計画の進捗状況の評価、活動団体のヒアリングを行うなど課題の整理を行った。	・策定委員会を設置することで、市民団体等や河川管理者である愛知県と連携を取りながら策定作業を進めることができた。	—
H25	策定	・五条川自然再生整備等基本計画策定委員会において、五条川に関係する団体等との意見交換を行い、計画案を作成し、パブリックコメントを実施し、環境審議会にて承認を受け、計画を策定した。	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体等や愛知県との連携により、計画を策定することができた。 計画を策定することで、自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した地域づくりや、市民参加の充実などを行うために必要な五条川整備の指針とするものができた。 	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> 五条川に関する取組の調整を図り、計画の進行管理を適切に行っていく組織として「五条川自然再生整備等推進会議」を設立し、第1回目の会議を開催した。 岩倉水辺を守る会と協働し、外来種調査として、カメの生息調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 推進会議で計画推進の方針と取組を決定することができた。 カメの生息調査の実施により、生態系の現状を把握することができた。(外来種90.6%) 	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> 五条川に関する業務が、環境保全課、商工農政課及び維持管理課で重複している部分があれば、整理することを検討したほうが良いと思う。 		行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> 計画に位置づけられた「主要施策」及び「重点プロジェクト」の進捗状況を把握するため、各担当課の状況を取りまとめ、計画の進行管理を行う。 県や近隣流域関係市町等との広域的な連携・協力を努める。 			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> 五条川自然再生整備等推進会議を開催した。 県とともに五条川右岸の大市場橋南の堤防道路の整備事業及び天保橋の護岸整備を進めた。 計画に基づく低水路の創出事業を、市民団体の要望を受け、県が事業を進めている。 五条川下流部清掃について、対岸の北名古屋市と協議した。 岩倉の水辺を守る会と協働で、外来生物調査としてカメの生息調査を実施し、捕獲した外来生物を駆除した。 岩倉市環境審議会に計画の進捗状況を報告した。 	<ul style="list-style-type: none"> 推進会議で関係部署と情報の共有を図り、進捗状況を確認することができた。 県とともに天保橋の護岸整備工事を、多自然川づくりにより行うことができた。 北名古屋市と五条川下流部清掃の合同実施の実現に向けて合意できた。 カメの生息調査の実施により、生態系の現状を把握することができた。(捕獲したカメのうち、外来種が88.0%であった。) 	—

評価	◎	評価理由	今後の方針
		<ul style="list-style-type: none"> 第3次五条川自然再生整備等基本計画を策定することができた。 計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、関係各課で重複している部分があれば、整理するなど検証を行いながら推進していく。 県や近隣市町との広域的な連携・協力により、計画を推進していく。

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：未着手または大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 17

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	③ 環境に配慮した行政施策の推進	
取組業務	第2次地球温暖化対策実行計画の策定・推進		所管課	環境保全課
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に平成24年度を目標年度として地球温暖化対策実行計画が策定されて推進してきたが、その検証結果等を踏まえ平成25年度に第2次計画を策定する。 計画策定後は、岩倉市地球温暖化対策推進委員会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 			
効果見込	市役所が地球温暖化防止のための総合的な施策をまとめ、率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(十円)
H23	検討	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画を推進しており、地球温暖化対策推進委員会を開催し、進捗状況の報告、検証等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所が、率先して行動することにより地球温暖化防止に寄与することができた。 	—
H24	検討	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画を推進しており、地球温暖化対策推進委員会を開催し、進捗状況の報告、検証等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所が率先して行動することにより、地球温暖化防止に寄与することができた。 	—
H25	策定	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進委員会において、第1次計画の検証を行った。 第1次計画においては、一事業所として各種節電対策や地球温暖化防止対策に取り組んだ結果、温室効果ガス排出量の削減率として、目標値4%を上回る7.2%を達成した。 第1次計画の結果を踏まえ、第2次計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画では平成24年度を基準年度として平成29年度までに温室効果ガス排出量の5%削減を目標とすることができた。 市役所が率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができる計画を策定することができた。 	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画に基づき、温室効果ガス排出削減に取り組んだ結果を地球温暖化対策推進委員会に報告した。 計画の初年度にあたる平成25年度において、温室効果ガス排出量の削減率として、目標値5%を上回る9.2%を達成した。 平成26年度も第2次計画に基づき、温室効果ガス排出削減に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画の目標値を大きく上回る削減を達成することができた。 市役所が率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができた。 	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の環境推進員により、温室効果ガス排出量削減の取組みを進め、併せて計画の進行管理を行う。 			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画に基づき、温室効果ガス排出削減に取り組んだ結果を地球温暖化対策推進委員会に報告した。 平成26年度において、温室効果ガス排出量の削減率として、目標値5%を上回る13.1%を達成した。 平成27年度も第2次計画に基づき、温室効果ガス排出削減に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画の目標値を大きく上回る削減を達成することができた。 市役所が率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができた。 	—

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> 第2次地球温暖化対策実行計画を策定することができた。 計画策定後は、岩倉市地球温暖化対策推進委員会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進している。 	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、岩倉市地球温暖化対策推進委員会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。
----	---	------	--	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No.

18

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	③ 環境に配慮した行政施策の推進	
取組業務	第4次一般廃棄物処理計画の策定・推進		所管課	環境保全課
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年に策定された第3次一般廃棄物処理計画の計画期間が、平成24年度で終了することを受け、第4次計画を策定するもの。 計画策定後は、岩倉市廃棄物減量等推進協議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 			
効果見込	岩倉市におけるごみ及び資源の発生抑制並びに発生から最終処分に至るまでの適正なごみ及び資源の処理のあり方を明らかにすることにより、環境への負荷をできるだけ少なくした省資源・省エネルギー・資源循環型のまちづくりを市民・事業者と協働して推進することができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画を推進しており、岩倉市廃棄物減量等推進協議会を開催し、進捗状況等を報告し、検証等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報等の啓発により市民及び事業者のごみ減量に対する意識が高まり、ごみ減量に寄与することができた。 本市のごみ収集量は、前年度と比較して134トン(約1.5%)の減量となった。 	—
H24	策定	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(平成25～30年度)、推進計画(平成25～27年度)、実施計画(平成25年度)からなる第4次一般廃棄物処理計画の案を、基本計画については環境審議会の審議を受け、推進計画と実施計画については岩倉市廃棄物減量等推進協議会の協議を受け、策定した。 平成25年3月15日号広報において、平成23年度のごみ処理に要した費用について周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度を開始年度とする、第4次の計画を策定することができた。 また、前計画に基づく施策の推進によりごみ減量が進み、本市のごみ収集量は、前年度と比較して197トン(約2.3%)の減量となった。 	—
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市廃棄物減量等推進協議会において、計画の進捗状況(ごみ収集量と資源回収量の状況)を報告し、また平成26年度実施計画の協議を受け、同計画を策定した。 平成25年12月15日号広報において、平成24年度のごみ処理に要した費用について周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく施策の推進によりごみ減量が進み、本市のごみ収集量は、8,365トンと前年度と比較して85トン(約1.0%)の減量となった。 第4次一般廃棄物処理計画で見込んだ計画値8,318トンを達成することはできなかったが、収集量は減少傾向にあることから、市民のごみ減量に対する意識については定着してきていると考えられる。 ごみ処理費用に要する経費は、市民一人当たりの処理費では968円の減となった。 	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市廃棄物減量等推進協議会において、計画の進捗状況(ごみ収集量と資源回収の状況)を報告し、また平成27年度実施計画の協議を受け、同計画を策定した。 平成26年12月15日号広報において、平成25年度のごみ処理に要した費用について周知した。 平成27年度からの新炉稼働後も分別区分を当面変更しない方針を定めた。 常設型資源回収ステーション「e-ライフプラザ」の平成27年4月からの開設に向け準備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく施策の推進によりごみ減量が進み、本市のごみ収集量は8,283tと前年度比較で82t(約1.0%)の減量となった。 第4次一般廃棄物処理計画実施計画で見込んだ計画値8,213tには届かなかったが、収集量自体は減少傾向にあり、市民のごみ減量に対する意識は年々進んでいるものと考えられる。 	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収量について、減量をしたといっても実際には業者が回収しているものもあるので、業者が行う回収拠点での回収量を把握する仕組みや記載の方法を検討してほしい。 	行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> 業者が行う回収拠点等での資源回収量を把握するよう努めること。 	
H27計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度実施計画に基づき施策を実行していく。 岩倉市廃棄物減量等推進協議会において計画の進捗状況等を報告し、検証を行いながら計画を進めていく。 ごみ処理に要する費用について、引き続き市民に周知していく。 ごみ処理施設の処理方法が変わったことに伴い、ごみの名称、指定袋の規格、販売方法の変更を行うとともに、パンフレットを作成し周知、啓発に努める。 			

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次岩倉市総合計画におけるごみの排出量等の目標値の見直しを受けて、第4次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画について目標値を含め必要な修正を行い、岩倉市環境審議会の審議を受け改訂した。 ・第4次岩倉市一般廃棄物処理計画推進計画（後期）を、岩倉市廃棄物減量等推進協議会の協議を受け策定した。 ・平成28年度実施計画についても、岩倉市廃棄物減量等推進協議会の協議を受け策定した。 ・平成28年12月1日号広報いわくらにおいて、平成26年度のごみ処理に要した費用について周知した。 ・常設型資源回収ステーション「e-ライフプラザ」を平成27年4月から開設した。 ・ごみ処理施設の更新を受け、平成27年10月よりごみの名称の一部変更と市指定袋の材質・規格等の見直し等を行い、広報やホームページ、ごみと資源の分別早見表、クリーンチェックのチラシへの掲載等により市民への周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく施策の推進によりごみ減量が進み、本市のごみ収集量は8,238 tと前年度比較で45 t（約0.5%）の減量となった。 ・第4次一般廃棄物処理計画実施計画で見込んだ計画値8,081 tには届かなかったが、収集量自体は減少傾向にあり、市民のごみ減量に対する意識は年々進んでいるものと考えられる。 ・民間事業者が行う資源回収により、行政の資源回収量が減少傾向にある中、平成27年4月に開設したe-ライフプラザの利用者数は着実に伸びてきており、市民の資源排出機会の増加を図ることができた。 ・新しいごみ袋については、市民への周知により大きな混乱もなく移行することができた。 	—
-----	----	---	--	---

資料30～32ページ

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次一般廃棄物処理計画を策定することができた。 ・計画策定後は、岩倉市廃棄物減量等推進協議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進している。 ・ごみの収集量は平成13年度のピーク時から着実に減少してきており、市民のごみ減量に対する意識については定着してきていると考えられるが、計画で当初設定した目標値と実際のごみ減量のペースとの間に乖離が見られるようになったこと、また、民間事業者による資源回収等の理由で資源化率が下がる傾向にあることを受け、目標値の修正が必要となった。 	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、岩倉市廃棄物減量等推進協議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 ・廃棄物の排出抑制についての啓発、雑がみ、剪定枝等更なる資源化の調査研究を行うと同時に、市民の資源排出機会の増加を図る。 ・公共に排出されない、民間事業者への市民の資源排出量の把握に努める。 ・ごみ処理施設の更新に伴い、新たな分別区分の見直しに必要な検証を小牧岩倉衛生組合と小牧市と共同で行っていく。
----	---	------	---	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 19

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	③ 環境に配慮した行政施策の推進	
取組業務	環境に関する調査結果の公表		所管課	環境保全課
取組内容	・毎年、五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施し、広報で調査結果を公表しているが、さらにホームページにより公表していく。			
効果見込	広報だけでなく、広く周知をすることにより市民サービスの向上を図るだけでなく、環境に対する関心を高めることができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	・五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施した調査結果をホームページにおいて公表した。	・広く周知をすることにより市民サービスの向上を図ることができた。	—
H24	実施	・五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音測定、自動車振動測定の調査結果をホームページにおいて公表した。	・広く周知をすることにより市民サービスの向上を図ることができた。	—
H25	実施	・五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音測定、自動車振動測定の調査結果をホームページにおいて公表した。 ・市ホームページのトップページにバナーを設けることにより、PM2.5に関する情報提供について、市のホームページと愛知県のホームページをリンクさせ直接確認できるようにした。	・市のホームページからPM2.5に関する情報を確認できるようになり、市民サービスの向上を図ることができた。	—
H26	実施	・五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音測定、自動車振動測定の調査結果をホームページにおいて公表した。 ・ほっと情報メールに「PM2.5注意喚起情報」と「光化学スモッグ注意報及び警報」の配信情報を追加し、利用者が確認できるようにした。	・ほっと情報メールからPM2.5及び光化学スモッグに関する情報を確認できるようになり、市民サービスの向上を図ることができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施し、広報紙及びホームページで調査結果を公表していく。 岩倉市ほっと情報メールにより、「PM2.5注意喚起情報」と「光化学スモッグ注意報及び警報」の情報を配信していく。 			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> 五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音測定、自動車振動測定の調査結果を広報紙及びホームページにおいて公表した。 市ホームページのトップページにバナーを設けることにより、PM2.5に関する情報提供について、市のホームページと愛知県のホームページをリンクさせて、直接確認できるようにしている。 ほっと情報メールに「PM2.5注意喚起情報」と「光化学スモッグ注意報及び警報」の配信情報を利用者が確認できるようにしている。 	・広く周知をすることにより市民サービスの向上を図ることができた。	—

資料33～34ページ

評価	◎	<p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施し、広報紙で調査結果を公表しているが、さらにホームページにより公表することができた。 市ホームページのトップページにバナーを設けることにより、PM2.5に関する情報提供について、市のホームページと愛知県のホームページをリンクさせ直接確認できるようにした。 ほっと情報メールに「PM2.5注意喚起情報」と「光化学スモッグ注意報及び警報」の配信情報を追加し、利用者が確認できるようにした。 	<p>今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施し、広報及びホームページで調査結果を公表していく。 ほっと情報メールにより、「PM2.5注意喚起情報」と「光化学スモッグ注意報及び警報」の情報を配信していく。 これらの他にも、環境に関する調査内容等に注意を払い、必要に応じて、市民への情報提供に努めていく。
----	---	--	---

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 20

行政経営プランの位置づけ		(1) 質の高い行政サービスの推進	④ 事務事業の見直しと再編	
取組業務	施策評価の導入		所管課	秘書企画課（企画財政課）
取組内容	<p>・ 行政評価の評価方法を従来の事務事業評価（試行）から、総合計画の進行管理をし各施策の着実な推進を図るため、施策評価に移行し導入する。総合計画の単位施策（147施策）ごとに施策の評価を実施する。</p> <p><年度ごとの取組> 平成23年度 ・ 行政評価全体に関する施策評価導入前アンケート実施 ・ これまでの事務事業評価及びアンケート結果を踏まえた施策評価のスキームの確立 ・ 施策評価制度の構築、施策評価シートの作成、施策評価マニュアル作成</p> <p>平成24年度 ・ 施策評価の実施 ・ 施策評価結果のホームページでの公表 ・ 導入後アンケートの実施 ・ 外部評価のあり方についての検討</p> <p>平成25～27年度 ・ 施策評価の実施 ・ 施策評価結果のホームページでの公表 ・ 庁内アンケートの実施</p>			
効果見込	<p>これまでの事務事業評価は、実施計画事業を対象とする一部の事業についての評価であった。施策評価は、施策の観点から主要な事業を点検し、事業の過不足や類似事業の見直しなどについて、事業横断的な議論を促すことができる。また、総合計画の進行管理に活用することにより、全庁的な目標を持って施策の推進のための改善改革の取組を実施していくことができる。また、施策評価結果を公表することにより、透明性の高い市政運営の実現に向けて、市民に説明責任を果たすことができる。</p>			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	検討	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年11月～平成24年1月の間で、行政評価作業部会を計4回開催し、単位施策評価シートの検討を行った。 平成23年12月2日～28日に、全職員を対象とした施策評価導入前アンケートを実施した。 平成24年3月6日に関係課を対象とした説明会を開催し、評価方法を周知するとともに、シートの作成を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価作業部会において検討を重ねた結果、施策評価の評価方法を確立することができた。 施策評価導入前アンケートを全職員を対象に実施したことにより、導入前における仕事や行政評価に対する職員の考え方が一定把握できた。 関係課を対象とした説明会を開催したことにより、施策評価方法を周知することができた。 	—
H24	実施・外部評価の検討	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年5月に担当課ごとに作成した施策評価のヒアリングを実施した。 平成24年1月に、内部調整を経て評価結果を確定し、議会へ報告した。 平成25年2月に、導入後アンケートを実施し、平成24年度施策評価シートの提出を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> 単位施策ごとに施策評価を実施することにより、施策の観点から事業の効果や必要性を確認することができた。 総合計画の進行管理として、施策の推進状況及び目標指標の達成度を確認することができた。 施策推進のために必要な取組について、検討することができた。 	—
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月に担当課ごとに作成した施策評価のヒアリングを実施した。 平成25年9月に、内部調整を経て評価結果を確定し、議会へ報告するとともに、市ホームページ上に公表した。 平成26年2月に一部様式を変更し、平成25年度施策評価シートの提出を依頼した。 外部評価のあり方について、他市町状況等について研究を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 施策評価を導入後、2年目にして市ホームページ上に公表することができた。 また、総合計画の進行管理として、施策の推進状況及び目標指標の達成度を確認することができるようになり、施策評価の効果が上がった。 	—

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月に担当課ごとに作成した施策評価のヒアリングを実施して、12月に評価結果を確定し、議会へ報告し併せて、市ホームページ上に公表した。 ・平成26年度の評価については、総合計画の中間見直しを行うため、平成23～26年度の4年間の実績評価を実施することとし、2月に基本施策実績評価シートの提出を依頼した。 ・評価のあり方について、識見者に意見聴取を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の進行管理として、施策の推進状況及び目標指標の達成度を確認することができた。 ・施策評価を実施することにより、業務の改革改善による効率化の推進や、職員の意識改革を図ることができた。 ・施策評価結果を公表することにより、わかりやすく透明性の高い行政運営の実現を図ることができた。 	—
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月に担当課ごとに作成した平成23年度から平成26年度までの4年間の実績評価について、ヒアリングを実施して、9月に評価結果を確定し、議会へ報告し併せて、市ホームページ上に公表した。 ・平成27年度施策の評価については、総合計画の中間見直し前の最終評価とし、2月に基本施策評価シートの提出を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の進行管理として、施策の推進状況を確認するとともに、4年間の目標指標の達成度を確認し、総合計画の中間見直しのための基礎資料として活用することができた。 ・施策評価結果を公表することにより、わかりやすく透明性の高い行政運営の実現を図ることができた。 	—

評価	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・施策評価の導入という取組業務について、平成23年度実施施策から評価を行い、平成24年度実施施策からは、ホームページで公表している。 ・外部評価の実施について、他市町の状況調査、識見者に意見聴取を行った。 	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して、施策評価を実施するとともに、外部評価のあり方について、引き続き検討する。
----	---	------	---	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。